平成4年4月1日要綱第6号

改正

平成10年3月9日要綱第3号 平成13年5月31日要綱第7号 平成14年2月14日要綱第1号 平成19年2月5日要綱第3号 平成20年4月1日告示第25号 平成27年7月27日告示第66号

伊根町資源ごみ集団回収団体報奨金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民のごみ問題への社会意識の高揚並びにごみ減量化、及び再資源化を図るため、資源ごみ集団回収団体に対し、報奨金を支給することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 報奨金の支給対象は、本町に所在する自治会、婦人会、PTA、子ども会及び社会福祉団 体等の営利を目的としない団体とする。

(資源ごみの回収品目)

- 第3条 資源ごみの回収品目は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール等)
 - (2) 布類
 - (3) リターナブル瓶

(団体の登録)

- 第4条 団体の登録をしようとするものは、伊根町資源ごみ集団回収団体登録申請書(様式第1号) を町長に提出しなければならない。
- 2 登録を申請した内容に変更があつたときは、前項の規定を準用する。
- 3 町長は、申請書の内容を審査の上、適当と認めた団体については、伊根町資源ごみ集団回収団 体登録決定通知書(様式第2号)を送付するものとする。

(報奨金の額)

第5条 団体に支給する報奨金の額は、回収した資源ごみの1キログラムについて4円とする。

2 町長は、団体が回収品目を回収業者へ引渡すにあたり市場流通事情等から費用を要したときは、 当該費用を前項の規定に係る報奨金に加算して支給することができる。

(報奨金の請求)

第6条 報奨金の支給を受けようとする団体は、伊根町資源ごみ集団回収団体報奨金支給請求書(様式第3号)に回収業者が発行する仕切伝票の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(報奨金の支給)

第7条 町長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに報奨金を支給するものとする。

(報奨金の返還等)

- 第8条 町長は、報奨金を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、支給した報奨金の 全部又は一部を返還させ登録を抹消することができる。
 - (1) 不正の手段により支給を受けたとき。
 - (2) その他、不適当と認められる事実があつたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月9日要綱第3号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月31日要綱第7号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年2月14日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年2月5日要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日告示第25号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成27年7月27日告示第66号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式	第1号					
	六第1号					
				年	月	日
		伊根町資源ごみ	集団回収団体登録申	請書		
包	中根町長 様					
			(団体の名称)			
			代表者(住所)			
			(氏名)		•	Ð
				(電話番号)	
	資源ごみの集団回収を 対定に基づき申請し		で伊根町資源ごみ集団	1回収団体報奨	金支給要	綱第4
			記			
1	団体の会員数					人
2	集団回収を実施しよ	うとする地域			地址	或
3	年間の実施計画					

1回目	年	月	日	3回目	年	月	日
2回目	年	月	日	4回目	年	月	日

様式第2号 様式第2号

年 月 日

伊根町資源ごみ集団回収団体登録決定通知書

団体の名称

代表者(住所)

(氏名) 様

伊根町長

伊根町資源ごみ集団回収団体報奨金支給要綱第4条第3項の規定に基づき、貴団体を資源ごみ集団回収団体として決定しましたので通知します。

様式第3号 様式第3号 年 月 日 伊根町資源ごみ集団回収団体報奨金支給請求書 様 伊根町長 団体の名称 代表者(住所) (E) (氏名) 伊根町資源ごみ集団回収団体報奨金支給要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求 します。 記 1 実施年月日 年 月 日 年 月 日

※回収業者の仕切伝票の写しを添付すること。

2 請求金額

年

月

日

円